令和８年１０月２０日

酒田市長
矢　口　明　子　殿

酒田市景観審議会
会　長　　梅津　千恵子

答　申　書

令和８年１０月５日付け都デ発第１３０号で諮問のあった下記の保存樹指定の解除について、下記のとおり答申します。

記

諮問事項

１　保存樹指定の解除について

答申内容

○保存樹指定の解除に関し、容認する。

【令和８年度　第１回　酒田市景観審議会で出された意見】

○県道の拡幅に関し、それによってもたらされる便益と、かかるコストの計算は県で行ったと思うが、それに対して市で意見具申したのか。社会が収縮していく中で拡幅は必要か。タブノキは合併前の市の木であり、市民の記憶に残る景観を形成する大事な要素のひとつではないか。切ってしまっていいのか。

以上

写

令和８年１０月２０日

酒田市長
　矢　口　明　子　殿

酒田市景観審議会
会　長　　梅津　千恵子

答　申　書

令和８年１０月５日付け都デ発第１３１号で諮問のあった下記の酒田市風力発電施設建設ガイドラインの変更について、下記のとおり答申します。

記

諮問事項

１　酒田市風力発電施設建設ガイドラインの変更について

答申内容

○変更後のガイドラインについて、景観面から次のような意見が出された（その場で回答して了承されたものは除く）。

・　国やＮＥＤＯが示した、地上３０メートル以下の風力発電施設はガイドライン適用の対象外とするという基準や、住宅等からの水平距離を５００メートルとするという基準に関し、市は公的機関が出したものだからと従ったに過ぎないのでは。基準は国際的にかなり甘いものであることもあり、再度検討して欲しい。
・　すでにグリーンエネルギーに投資している企業もある。国、公的機関の基準を信じられないという論調では何も決まらないし進められない。
・　賛成、反対どちらの意見もわかる。

○ガイドラインの変更に関しては、出された意見、特に風車が建設可能な住宅地からの距離などに関して、今後も検討を続けて欲しい旨を景観審議会からの意見とする。

◆委員から出された意見の要約は別添の通り。

以上

【令和８年度　第１回　酒田市景観審議会で出された意見（要約）】

○ 地上から３０m以下の風力発電施設はガイドライン適用の対象外とするという表現について、それより小さい風車でも健康被害は出ている。環境省とＮＥＤＯが公的機関だからということを理由に、住宅等からの水平距離５００mという基準を根拠にしてガイドラインを変更するのは、住民に近い基礎自治体としてはいかがなものか。国際的には距離の基準はもっと厳しい（地上３０mの基準については、他の委員からも疑問視する意見あり）。
○ 景観審議会で環境の話をするのはいかがなものか。
○ すでにクリーンエネルギーに投資している方もいる中で、公的機関や国の省庁が出したデータを根拠とするのがおかしい、ある論文ではこう言っているという論点では何も決まらないのではないか。
○ 賛成も反対もどちらの言い分もわかる。景観だけではなく環境についても、さまざまな意見を尊重しつつ進めていくべきではないか。
○ 市の方でさまざま考えてつくったものだと思う。自分は応援する立場。
○ 自然環境から、今回動植物を外したのはいかがなものか
⇒事務局説明で了承（別の部分の記載で包含している）
○ 既存の風車が建設ガイドライン（の図）から外されているが、既存施設についてはどうなるのか
⇒事務局説明（リプレースはできない。既存の風車は既存不適格となるが、即時撤去とはならない）で了承
○ 風車建設開始後に住居が建った場合はどうなるのか
⇒事務局説明（建設撤回はない）で了承

令和８年１０月２０日

酒田市長
矢　口　明　子　殿

酒田市景観審議会
会　長　　梅津　千恵子

答　申　書

令和８年１０月５日付け都デ発第１２９号で諮問のあった下記の環境影響評価準備書に関する参考意見について、下記のとおり答申します。

記

諮問事項

１　（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書について
事業者名：山形遊佐洋上風力合同会社

答申内容

○環境影響評価準備書に関し、以下のような意見が出されたため、配慮されたい。

- 準備書での評価の基準となったデータやガイドラインが古かったり、屋内での実験を根拠にしていたりするなど、信ぴょう性に疑問がある。また定期航路からの見え方に係るフォトモンタージュについて、酒田港を出てすぐの地点の写真を選定して、どのような景観となるのかを検証して欲しい。
- 市は基礎自治体なので、国や県などの決定に安易に従うことなく、住民のことを第一に考え判断すべき。
- 風車はライフライン。風景に被るものがすべて問題なら、例えば田んぼの中のカントリーエレベーターも問題となってしまう。折り合いをつけて推進すべき。
- 景観の捉え方には個人差あり、中には風車を肯定的に捉える人もいる。住民全体で賛成が多いなら、推進していい。
- 自然環境と風車の立つ景観が共存している美しい観光地として、観光資源とエネルギー、双方が共存共栄できる考え方を持つべき。

◆委員から出された意見の要約は別添の通り。

以上

【令和８年度　第１回　酒田市景観審議会で出された意見（要約）】

○ 鉄塔の見え方に関するＮＥＤＯの報告書は８年前のもの。今回の準備書で初めて鉄塔の見え方と風車の見え方の比較が出た。調査内容とその信ぴょう性には疑問があると思うが、住民説明会では言及もない。定期航路からの見え方に係るフォトモンタージュについて、酒田港を出てすぐの地点の写真を選定して、どのような景観となるのかを検証して欲しい。鉄塔の見え方、景観対策ガイドライン案の基準を洋上風力の風車に適用するのはおかしいという論文もある。酒田市は基礎自治体として、国県の考えに安易に同調せず、新しい見地も探りながら考えるべき。

○ 風車はライフラインのひとつ。ガスタンクもカントリーエレベーターも鳥海山に被ればアウトとなってしまう。折り合いをつけないといけない。風車の立つ風景が好きな人もいる。そうしないと結論は出ない。

○ ４５年前のガイドラインを根拠にするのはいかがなものか。洋上風力も始まってからかなりの期間が経つ。新しい知見についての調査はしなかったのか。

○ 自然環境と（風車の立つ）景観が共存している美しい観光地として、観光資源とエネルギー、双方が共存共栄できる考え方を持つべき。キャンプする人もいるので、音への配慮も必要。

○ 景観は個人差あって千差万別。基準の問題よりも、住民の何％が賛成し、理解を得ているということなら進めていいと考える。外国の基準は厳しいというが、日本は日本。

○ 事業者の説明を聞いて納得できた。